

## インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

診断型： A型 ・ B型 ・ 不明 （該当する項目に○を付けて下さい）

処方薬： （処方された薬の名前を記入して下さい）

服用期間： 月 日 ～ 月 日（上記の薬の服用期間を記入して下さい）

インフルエンザによる出席停止期間の基準は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまでとされています。

体温測定月日時	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

令和 年 月 日

園児氏名：

保護者氏名：

印

保育園の場合は学校教育法の学校には指定されていないため、学校保健安全法には定められていませんが、厚生労働省の定める「保健所における感染症対策ガイドライン」により、幼稚園と同じ期間は登園を避けるよう定められています。

①インフルエンザを発症してから5日経っていること（発熱した翌日を1日目とする）

②熱が下がってから3日経っていること

2つの条件をどちらも満たす必要があります。

## 幼児の登園停止期間の早見表

初めて発熱がみられた日を発症とします。発症した日を0日とし、発症した翌日から1日、2日と数えます。

発熱初日と解熱した日は発熱期間に含まれます。いったん解熱したあとに再度発熱があった場合は、最後の解熱日で判断します。

<例>2月1日に発症（発熱）し、2月4日に解熱した場合

発熱期間は4日間と数えます。

「発症から5日経っている」という条件は、翌日の2月2日を1日目とするので、発熱から5日目は2月6日になります。

かつ、「解熱してから3日経った」日は2月7日となります。2月8日には2つの条件をクリアしているので登園が可能です。

### インフルエンザの登園停止期間の早見表 幼児（幼稚園・保育園など）の場合

発熱期間	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
2日間	発熱	発熱	発熱なし	発熱なし	発熱なし	発熱なし	登園可能			
3日間	発熱	発熱	発熱	発熱なし	発熱なし	発熱なし	登園可能			
4日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱なし	発熱なし	登園可能	登園可能		
5日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱なし	登園可能	登園可能	登園可能	
6日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	登園可能	登園可能	登園可能	登園可能

《 例 》

 …発熱
  …発熱なし
  …登園可能

※発熱初日と解熱した日は発熱期間に含まれます。

©minacolor